

千葉県再開発協議会等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、再開発協議会等の活動に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該再開発協議会等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「再開発事業等」とは、千葉県再開発啓発事業に関する指針（平成2年3月15日施行。以下「指針」という。）に規定する再開発事業等をいう。
- (2) 「再開発協議会等」とは、指針に規定する再開発協議会等をいう。
- (3) 「再開発協議会等活動事業」とは、再開発事業等を行うことを目的とした再開発協議会等の活動をいう。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる再開発協議会等活動事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
講師謝礼，旅費，会議費，会場借上費，消耗品費，印刷製本費，調査資料作成費等の協議会活動費	補助対象経費の3分の1（ただし，補助額は25万円を限度とする。）

(補助事業からの除外)

第3条の2 市長は、一の再開発協議会等活動事業が、初めてこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けた日の属する年度の初日から起算して5年以上経過したものである場合においては、当該再開発協議会等活動事業を、この要綱に基づく補助金の交付の対象としないものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに千葉県再開発協議会等補助金交付申請書（様式第1号）

に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 規約及び役員等の名簿
- (2) 活動区域を示す図面等
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める事項。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市都市再開発協議会等補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 第5条第1号又は第2号に規定する承認を受けようとするときは、千葉市再開発協議会等補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が定める期日までに千葉市再開発協議会等補助事業実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市再開発協議会等補助金額確定通知書（様式第5号）によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市再開発協議会等補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市再開発協議会等補助金交付決定取消通知書(様式第7号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市再開発協議会等補助金返還命令書(様式第8号)によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年3月15日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。
- 2 千葉市市街地再開発準備組合等補助金交付要綱(昭和55年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度以後の年度の予算に係る補助金について適用する。
- 2 平成14年度以前にこの要綱による改正前の千葉市再開発協議会等補助金交付要綱に基づく補助金の交付の対象となった再開発協議会等活動事業に対するこの要綱による改正後の千葉市再開発協議会等補助金交付要綱第3条の2の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「平成15年度以後初めて」とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以後の年度の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度以後の年度の予算に係る補助金について適用する。

千葉県再開発協議会等補助金交付申請書

千葉市長

申請者
住所
団体名
代表者名

年度千葉県都市再開発協議会等補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的
2. 補助事業の効果
3. 補助金総括表

補助対象事業
補助基本額
補助率
補助金額

4. 交付を受けたい時期 年 月 日
5. 補助事業着手予定時期 年 月 日
6. 補助事業完了予定時期 年 月 日
7. 添付書類

- (1) 規約及び役員等の名簿
- (2) 活動区域を示す図面等
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

千葉市再開発協議会等補助金交付決定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった千葉市再開発協議会等補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

補助金の交付 決定額（予定 ）	円
補助金交付 予定時期	年 月 日
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1. 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。2. 補助事業を中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。3. 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けること。4. この交付決定に対し不服がある場合には、この通知書受領の日の翌日から起算して 日以内に文書をもって申請の取り下げをすること。5. 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

千葉県再開発協議会等補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

千葉市長

補助事業者
住 所
団 体 名
代 表 者 名

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県再開発協議会等補助事業を次のとおり（中止・廃止）したいので承認されますよう千葉県再開発協議会等補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

補助事業の内容	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）予定 年月日		年 月 日
添付書類	1. 2. 3.	

千葉県再開発協議会等補助事業実績報告書

千葉県長

補助事業者
住 所
団 体 名
代 表 者 名

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県再開発協議会等補助事業の遂行状況について、千葉県補助金等交付規則第 1 2 条の規定により次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日 及び完了年月日	年 月 日 年 月 日
補助金の交付決定額 (予定)	
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
添付書類	(1) 収支決算書 (2) 事業実績書 (3) その他市長が必要と認める書類

千葉市再開発協議会等補助金額確定通知書

様

年 月 日付け千葉市再開発協議会等補助事業実績報告書により、
年度千葉市再開発協議会等補助金額を次のとおり確定したので、
千葉市補助金等交付規則第 13 条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

補助対象事業費	円
補助基本額	円
控除額	円
補助率	1 / 3
補助金の確定額	円

千葉県都市再開発協議会等補助金交付請求書

千葉市長

補助事業者
住 所
団 体 名
代 表 者

年 月 日付け千葉県達 第 号千葉県再開発協議会等補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について，千葉県補助金等交付規則第 16 条の規定により，次のとおり請求します。

補助金の確定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
交付請求額	円
添付書類	<p>1. 千葉県再開発協議会等補助金額確定通知書の写し</p> <p>2. その他</p>

千葉市都市再開発協議会等補助金交付決定取消通知書

様

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市都市再開発協議会等補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消たので、千葉市補助金等交付規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

補助金の交付決定額 (予定)	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

千葉市都市再開発協議会等補助返還命令書

様

千葉市補助金等交付規則第 18 号第 1 項又は第 2 項の規定により次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

補助金の交付決定額 (予定)	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	